

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 6 月29日

【会社名】 信越ポリマー株式会社

【英訳名】 Shin-Etsu Polymer Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 社長執行役員 出戸利明

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 3 号

【電話番号】 0 3 - 5 2 8 8 - 8 4 0 0

【事務連絡者氏名】 専務執行役員 柴田靖

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 3 号

【電話番号】 0 3 - 5 2 8 8 - 8 4 0 5

【事務連絡者氏名】 法務部長 木下敏文

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

当社は、2026年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月24日

### (2) 決議事項の内容

#### <会社提案>

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

[イ] 株主に対する配当金の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、金32円 総額 2,571,895,072円

[ロ] 効力発生日

2026年6月25日

#### 第2号議案 取締役5名選任の件

小野義昭、出戸利明、小和田収、宮下修及び村田珠美の5名を取締役に選任する。

#### 第3号議案 執行役員及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社グループの長期的な企業価値向上への意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値増大を図ることを目的とし、当社執行役員及び従業員に対し金銭の払込みを要することなく発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する。新株予約権個数の上限は、4,000個、これにより交付を受けることができる株式の上限は400,000株。

#### <株主提案>

#### 第4号議案 定款一部変更の件（定款第22条（代表取締役及び役付取締役））

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果（注）1

#### <会社提案>

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	705,223	7,350	0	(注)2	可決 98.92
第2号議案 取締役5名選任の件					
小野 義昭	627,787	84,784	0	(注)3	可決 88.06
出戸 利明	546,053	166,517	0		可決 76.59
小和田 収	693,746	18,825	0		可決 97.31
宮下 修	685,150	27,422	0		可決 96.10
村田 珠美	685,246	27,326	0		可決 96.12
第3号議案 執行役員及び従業員 に対してストックオ プションとして新株 予約権を発行する件	695,329	17,244	0	(注)4	可決 97.53

#### <株主提案>

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
------	--------	--------	--------	------	----------------

第4号議案 定款一部変更の件	38,868	673,573	75	(注)4	否決	5.45
-------------------	--------	---------	----	------	----	------

- (注) 1. 上記の決議事項に対する賛成、反対及び棄権の議決権の数は、株主総会の前日までに書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前行使された議決権の数と、株主総会の当日に行使された議決権のうち行使結果を確認することができた議決権の数の合計であります。
2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
4. 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までに事前行使された議決権の数及び本株主総会の当日に行使された議決権のうち行使結果を確認することができた議決権の数を合計することにより、会社提案は可決、株主提案は否決されるための要件をそれぞれ満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日に行使された議決権のうち行使結果を確認できなかった議決権の数は加算しておりません。